

議案第 75 号

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 山陽小野田市都市計画税条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

第 2 条 山陽小野田市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、附則第 16 項中「第 42 項、第 44 項、第 45 項」を「第 42 項から第 44 項まで」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第75号参考資料

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 1～15 （略） 16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、<u>第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 17～19 （略）</p>	<p>附 則 1～15 （略） 16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項<u>若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 17～19 （略）</p>

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 （略） （法附則第15条第43項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6～15 （略）</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、<u>第42項から第44項まで</u>若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>17～19 （略）</p>	<p>附 則 1～3 （略） （法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第45項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6～15 （略）</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、<u>第42項、第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>17～19 （略）</p>